



埼玉県立川越工業高等学校 部活動ステップアップポリシー

スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成 30 年 3 月 19 日付け)」に則り策定された「埼玉県の部活動の在り方に関する基本方針」と本校の現状を踏まえ、以下のとおり「部活動ステップアップポリシー」を定める。

■ 基本方針

- 合理的かつ効果的な活動となるよう努める。
(合理的：道理や論理にかなっているさま むだなく能率的であるさま)
- 生涯スポーツとして、成長期にある生徒が勉強・運動・食事・休養・睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう努める。
- 「学校における働き方改革」に努める。
- 部員数や競技種目等の特性に配慮する。また、季節・環境・気候に応じた指導を行う。

■ 指導体制

- 複数名の顧問による指導体制を整える。
- 顧問は年間活動計画等の関係書類を校長に提出するとともに、計画に基づいた活動を行う。
- 校長は適宜部活動を視察するとともに必要に応じて顧問と面談する。
- 外部指導者の活用により専門的な指導を生徒に提供できるよう努める。
- 原則として活動は顧問の指導の下で行う。やむを得ず顧問が活動場所から離れる際には、事故防止に努め安全に配慮した活動内容となるよう生徒に指示する。
- 顧問は活動終了後 1 時間以内に下校するよう生徒に指示する。
- 気温が高く熱中症の発症が心配される場合には、風通しの良い場所や気温の低い場所に移動するなど安全に配慮した活動内容となるよう工夫する。なお、原則として気温が 35℃以上になった場合には活動の中止を検討する。

■ 活動の進め方

- スポーツ科学の見地に基づいた合理的な練習メニューの作成に努める。
- 生徒を校内外研修会や講習会等に積極的に参加させるなど生徒の自主的かつ主体的な活動を支援する。
- 施設・設備及び活動場所を定期的に点検するとともに、顧問間の情報共有を図り事故防止に努める。
- 顧問・担任・養護教諭等の連携を図りいじめやトラブル等の発生防止に努める。
- 教職員及び生徒を対象とした心肺蘇生法や A E D 使用法の研修会を開催する。
- 部費等の部活動費用を徴収する際は、校長の指導の下、保護者の理解を得るとともに会計報告を行う。

■ 休養日等の設定 (※ 1 年 : 365 日 : 52 週)

- 学期中は週 2 日以上(平日 1 日以上かつ土日いずれか 1 日以上)の休養日を設けるか、年間平日及び週休日それぞれ 52 日以上に相当する休養日を設ける。その際、一月のうち平日及び週休日にそれぞれ少なくとも 1 日(週休日は半日×2 日も可)以上の休養日を設ける。
- 長期休業中は学期中の休養日の設定に準じるとともに連続する休養を設けるよう工夫する。
- 原則として、定期考査 1 週間前から定期考査最終日前日までは活動を休止する。大会前等でやむを得ず活動する場合には、校長に申し出るとともに教職員全体に周知する。
- 全体での活動時間は、平日 2 時間程度、週休日及び長期休業中は 3 時間程度とする。
- 大会やコンクール等を精査し生徒及び教職員の負担軽減を図る。
- 毎月 21 日(21 日が週休日や祝日の場合にはその前の課業日)は、県の定める「ふれあいデー」であるため顧問は定時に退勤する。それにともない部活動の終了時刻を繰り上げる。なお、大会前等で「ふれあいデー」の取得が困難な場合には、「ふれあいデー」を振り替えることができる。